

令和2年度

愛別町人事行政の運営等の状況

愛別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定により、令和2年度における人事行政の運営の状況について、次のとおり公表します。

愛別町総務企画課

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用試験の実施状況

- ・ 第1回採用試験… 1次試験 令和元年 9月22日(日)
2次試験 令和元年10月23日(水)
採用内定 令和元年10月24日(木)
- ・ 第2回採用試験… 1次試験 令和元年11月28日(木)
2次試験 令和元年12月18日(水)
採用内定 令和元年12月19日(木)

(2) 職種別採用者数

| 区 分 | 令和2年度採用 数 | 備 考 |
|-------|--------------|-----|
| 一般行政職 | 5人 | |
| 技能労務職 | - | |
| 合 計 | 5人 | |

(3) 事由別退職者数

| 退 職 事 由 | 人 数 | 備 考 |
|---------|-----|-----|
| 自己都合退職 | - | |
| 定年退職 | - | |
| 公務外疾病退職 | - | |
| 公務外死亡退職 | - | |
| 公務上疾病退職 | - | |
| 合 計 | - | |

(4) 級別職員数

令和2年4月1日現在

| 号俸 | 一般行政職 | 技能労務職 | 合 計 | 備 考 |
|----|-------|-------|-----|-----|
| 1級 | 14人 | - | 14人 | |
| 2級 | 4人 | - | 4人 | |
| 3級 | 15人 | - | 15人 | |
| 4級 | 10人 | - | 10人 | |
| 5級 | 11人 | - | 11人 | |
| 6級 | 4人 | - | 4人 | |
| 合計 | 58人 | - | 58人 | |

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法に基づき、人事評価（能力評価及び業績評価）を実施しています。

3 職員の給与の状況

| 区 分 | 支給対象者数 | 決 算 額 |
|---------------|--------|-----------|
| 普通会計における職員給与費 | 65人 | 336,573千円 |
| 昇給期間の短縮 | 該当なし | - |
| 調整手当 | 該当なし | - |
| 特殊勤務手当 | 該当なし | - |
| 時間外勤務手当 | 42人 | 5,814千円 |

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間及び休憩時間の状況

| 区 分 | 時 間 | 備 考 |
|------|---------------|----------|
| 勤務時間 | 8時30分～17時15分 | 休憩時間を除く。 |
| 休憩時間 | 12時00分～13時00分 | |

(2) 休暇制度

| 区 分 | 内 容 | 備 考 |
|---------|--|-----|
| 年次有給休暇 | 20日間/年 | |
| 病 気 休 暇 | 負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 | |
| 特 別 休 暇 | 選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故等その他の特別な事由により勤務しないことが相当であると認められる場合 | |
| 組 合 休 暇 | 登録された職員団体の業務に従事する場合 | |
| 介 護 休 暇 | 配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合 | |

5 職員の休業に関する状況

(1) 事由別休業等件数

| 区 分 | 件 数 | 備 考 |
|---------|-----|-----|
| 育児休業 | 3件 | |
| 部分休業 | - | |
| 育児短時間勤務 | 1件 | |
| その他休業 | - | |

(2) 育児休業等の制度概要

- ・ 育児休業 当該職員の3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、育児休業をすることができる制度。
- ・ 部分休業 当該職員がその3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないことができる制度で、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じ2時間を超えない範囲内で必要とされる時間。
- ・ 育児短時間勤務 当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、常勤職員のまま、通常の勤務時間より短い時間を割り振られて勤務することができる制度。

6 職員の分限及び懲戒処分状況

| 区 分 | 件 数 | 備 考 |
|---------|-----|------|
| 職員の懲戒処分 | 1 件 | 職務怠慢 |

7 職員のサービスの状況

| 区 分 | 人 数 | 備 考 |
|------------|-------|-----|
| 職務専念義務免除 | 7 1 人 | |
| 営利企業等の従事許可 | 1 4 人 | |

※職務専念義務免除には、職員の健康診査受診を含み、営利企業等の従事許可には、消防団員を含みます。

8 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実績

| 区分 | 期間 | 場所 | 人数 |
|-------------------|-----------|--------------|------|
| 新規採用職員研修 | 5/20～5/21 | 愛別町 役場町民サロン | 5 名 |
| 税務事務（基礎）《市町村民税課税》 | 7/6～7/7 | 札幌市 第二水産ビル | 1 名 |
| 人事評価者訓練研修 | 8/6～8/7 | 札幌市 道庁別館 | 2 名 |
| 上川管内町村職員基礎研修会 | 8/26～8/28 | 旭川市 市民文化会館 | 5 名 |
| 税務事務（応用）《徴収》 | 9/10～9/11 | 札幌市 道庁別館 | 1 名 |
| 上川管内町村職員初級研修会 | 9/23～9/25 | 旭川市 市民文化会館 | 4 名 |
| クレーム対応研修 | 9/24～9/25 | 札幌市 道庁別館 | 1 名 |
| 愛別町人事評価研修（評価者研修） | 9/25 | 愛別町 総合センター | 27 名 |
| 面接試験技法研修会 | 9/29 | 旭川市 アートホテル旭川 | 4 名 |

| | | | |
|----------------------------------|-------------|-----------------|----|
| 管理能力研修 | 9/30～10/1 | 札幌市 道庁別館 | 1名 |
| 組織のタイムマネジメント研修 | 10/6～10/7 | 札幌市 道庁別館 | 1名 |
| 指導能力研修 | 10/6～10/7 | 札幌市 道庁別館 | 1名 |
| 法務研修会（基礎編） | 10/8～10/9 | 東神楽町 役場 | 1名 |
| 法務実務入門研修 | 10/14 | 旭川市 上川合同庁舎 | 1名 |
| 自治体新任管理者基礎研修 | 10/15～10/16 | 札幌市 道庁別館 | 1名 |
| 上川管内町村職員中級研修会 | 10/19～10/21 | 美瑛町 国立大雪青少年交流の家 | 2名 |
| 管理能力研修 | 10/22～10/23 | 札幌市 道庁別館 | 1名 |
| リスクマネジメント研修 | 10/26～10/27 | 札幌市 道庁別館 | 1名 |
| 上川管内町村職員悉皆研修事後研究会 | 1/25 | 旭川市 ホテルクレッセント旭川 | 1名 |
| 個人のタイムマネジメント研修（オンライン研修） | 3/5 | 愛別町 役場町民サロン | 1名 |
| 日本電信電話ユーザー協会 2年目社員研修（オンライン研修） | 3/12 | 愛別町 役場町民サロン | 2名 |
| 新規採用職員基礎・初級職員研修 講師養成講座 | 3/25～3/26 | 札幌市 ホテルポールスター札幌 | 2名 |
| eラーニング研修（個人情報保護 一般） | 7/28～12/25 | 愛別町 役場 | 5名 |
| eラーニング研修（マイナンバー 制度一般） | 8/18～12/25 | 愛別町 役場 | 6名 |
| eラーニング研修（マイナンバー 利用事務・関係事務） | 8/18～12/25 | 愛別町 役場 | 4名 |

(2) 勤務成績の評定

人事評価（能力評価及び業績評価）とあわせて実施しています。

9 職員の退職管理の状況

地方公務員法に基づき、課長級の職にあった職員の退職後の再就職状況について、適正に管理しています。

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の保健に関する事項

健康診断受診状況

- ・ 総合検診（30～39歳〔隔年〕・40歳以上〔毎年〕職員）
50人中 47人受診 受診率 94.0%
- ・ 職場検診（29歳以下・30～39歳〔隔年〕職員、会計年度任用職員）
57人中 57人受診 受診率 100.0%（外、会計年度任用職員25人、
再任用職員2人）

(2) 職員の福利厚生に関する事項

| 名 称 | 公費補助等総額 | 会員数 | 一人あたりの公費負担額 |
|-----|---------|------|-------------|
| 親和会 | 380千円 | 114人 | 3,333円 |

職員の親睦を図ることで、町行政の確立に寄与することを目的に職員互助会（親和会）が組織されております。福利厚生事業として、職員の研修、各種団体活動やレクレーション活動を行っており、その一部に町からの補助金が充てられています。※会員数には一部事務組合職員等も含まれます。

(3) 公務災害及び通勤災害の認定件数

| 区 分 | 件 数 | 備 考 |
|--------|-----|-----|
| 公務災害認定 | - | |
| 通勤災害認定 | - | |

11 その他の事項

特になし。